

令和7年度 公立大学法人京都市立芸術大学年度計画

	中期計画	令和7年度_年度計画
1	本学の教育研究理念を踏まえて作成した三つのポリシーに基づき、少人数による多様な実践教育を体系的・横断的に実施し、学生の幅広い表現力と思考力を養うカリキュラム構築と内部質保証を実現する。 新キャンパスを最大限活用しながら、ディプロマ・ポリシーに基づいて、確かな技能・技術や幅広い教養を修得できる教育環境を整備し、社会に活力を与える創造性と感性をもった人材を育成する。 また、カリキュラム・ポリシーに則り、シラバスを通じた学修目的、学修目標を体系的に可視化する。	(1)三つのポリシーに基づき、少人数による多様な実践教育を体系的・横断的に実施する。また、教育環境を整備・活用し、創造性と豊かな感性を併せ持った人材の育成に取り組む。 (2)学生の幅広い表現力と思考力を養うため、体系的なカリキュラム編成や全学共通教養科目の設置・実施について検討を行う。 (3)学生アンケートの回答等も踏まえて授業の改善に取り組み、より学修者にとって有効なカリキュラムの構築と内部質保証の確立に努める。 (4)美術学部においては、実技授業のカリキュラムの見直しに向けた検討を進める。
2	より高度な研究教育を通じて芸術領域における高い専門性と実践的・創造的な能力を修得するとともに、自らの世界観を独自の表現と研究方法により広く社会に発信し、国際的視野に立って芸術と世界との新たな関係性を創造できる人材を育成する。	(1)指導体制や運営体制を充実し、高度な専門的研究教育を実施する。 (2)美術研究科においては、専門分野内外の幅広いジャンルに触れ、柔軟な思考力と独自の発想力を修得させることを目的として、専攻を横断した合同演習を実施する。
3	成績評価基準の明示に沿って適切な成績評価や授業アンケートの実施など、学生及び教職員が学修・教育の成果の把握と改善に取り組み、PDCA サイクルによる教育の質保証の充実を図る。 また、学位授与については、ディプロマ・ポリシーに基づき、透明性・客観性を有する評価基準による審査等を行う。	(1)引き続き全学教務委員会においてシラバスチェックを行い、記載内容の自己点検と改善に取り組む。 (2)全学で実施する授業アンケートの回答率向上を図るとともに、全学教務委員会において当該アンケート結果の活用方法について検討する。また、教育の成果の把握や授業内容の発展に資するサイクルを確立し、教育の質保証に取り組む。
4	アドミッション・ポリシーに基づき、芸術の専門教育を受ける適性、能力や意欲などを多面的・総合的に判断して、可能性に満ちた学生を確保する。 また、新たな入試方法等や大学院にお	(1)オープンキャンパスや進学説明会への参加など、効果的な学生確保に取り組む。 (2)令和8年度（令和7年度実施）の音楽研究科博士後期課程において、語学試験に代えて外部機関の外国語資格・検定試験の成績を用いた新たな入試方法を導入する。

	ける社会人枠の拡大などについて検討するとともに、新キャンパスの環境にも留意するなど、多様な学生が入学しやすい環境の整備に努める。	(3)美術学部将来構想委員会において、引き続き新たな入試方法や社会人枠の導入について検討を進める。
		(4)本学の受験者が多い近畿圏を中心に、より効果的な入試広報を検討・実施する。
5	本学の芸術教育の特性を踏まえ、FD・SDを通して教職員の資質向上を図るとともに教職協働を促進し、教育体制の強化を図る。 また、多様な人々にとって公平かつ安心安全な教育の実施体制を確立し、学生の自主的な学びを促進させるなど、専門的な教育研究を充実させる。	(1)職員の資質向上を目的とし、SD 研修の体系的な計画策定を行う。
		(2)FD 研修では令和 6 年度に引き続き、芸術教育・研究活動の質向上を目標として、新たに着任した教員への研修を実施する。また、着任 3 年目・7 年目・12 年目の教員を対象とした研修を実施し、授業方法の改善やカリキュラム改善等に取り組むための能力を育成する。
		(3)他の大学や機関等と連携した FD 活動を実施し、芸術教育の特性と専門的な教育研究の更なる充実を図る。
		(4)合理的配慮の取組により、すべての学生が安心して学べる環境を構築する。
6	学生や教員が教育研究を一層深め、幅広い教養を身につけるため、大学コンソーシアム京都をはじめとした他大学や各種団体・機関との連携の拡充や学内における横断的な教育の充実など、学びの場の充実を図る。また、教育水準の維持・発展に必要な機器・設備の充実及び専門スタッフの配置などに常に取り組むとともに、知的財産権を始めとするコンプライアンスに関する学習機会の提供やデジタル技術の活用など、新たな教育研究環境の整備・更新に努める。	(1)他大学や各種団体・機関との連携拡充や学内での横断的な教育の実施により、学びの場の充実を図る。
		(2)学生の幅広い教養の修得のため、全学教養科目を設置することを念頭に、全学教務委員会において横断的に幅広い教養を修得できる科目の選定を行う。また、他の機関と連携した新たな授業について検討する。
		(3)図書館において、引き続き企画展示や貸出促進企画を実施するとともに、教員による選書図書についてのレクチャーやトークイベントを実施するなど、図書館機能の強化に取り組む。
		(4)資料館の専門スタッフの採用や附属施設間の連携強化により、教育研究環境の一層の充実を図る。
7	多様な学生一人ひとりの学修、研究をきめ細やかにサポートし、全ての学生が公平に心身ともに充実した学生生活を送れるよう、セキュリティや相談体制の更なる充実、経済的支援などの学修環境を	(5)ホールの運用体制を確立するとともに、スタッフや設備を充実するなど、優れた芸術活動の実践や新たな芸術表現の創出に資する環境の整備に努める。
		(1)学生が悩みごとを相談しやすい環境づくりや支援体制を強化し、学生の心身ともに充実した学生生活のサポートに取り組む。
		(2)五芸祭や芸祭への支援、クラブ活動への助成など、学生の自主的活動の支援及び関係各署との調整を行う。

	整備する。	(3)防犯意識向上のため、学生に対する研修の実施や防犯のための情報発信、意識向上につながる啓発を行う。
		(4)学生の心身の健康保持と学生生活の充実を図るため、食堂の早期開業を目指す。
8	在学学生のみならず卒業生も、自身の未来を見据えた選択ができるよう、個々の状況に応じたきめの細かい支援を更に充実するとともに、キャリアデザインに関する導入教育やキャリア形成に関する情報アクセスの拡充など、芸術家へのキャリアデザインや企業等への就職支援を行う。	(1)セミナー・講座の開催や学生向け就職ガイダンス実施、低回生向けキャリア教育など、キャリアサポートのための各種取組を実施する。
		(2)キャリア形成のための情報アクセスの更なる充実を図るため、各種講座の実施や Google Classroom の内容充実、キャリアタスU Cの活用などに取り組む。
		(3)全学教務委員会において、全学教養科目の導入教育として「芸術家としてキャリアを形成するうえで必要となる法的知識の修得」を実施することについて検討を行う。
9	本学においてこれまで培われてきた教員の自由で独創的な研究を継承するとともに、京都の伝統芸能分野等との連携や本学が有する様々な文化芸術資源を活用した研究体制の構築などの取組を推進し、研究の深化を図る。 また、京都はもとより国際的な文化芸術の振興・発展に寄与するため、研究成果を積極的に発信し、出版物や紀要のみならず、作品や演奏の発表などを通して、知的資源を社会に還元する。	(1)特別研究助成制度を継続し、教員の自由で独創的な研究活動を支援する。
		(2)伝統音楽研究センターにおいて、以下の取組を通じて研究成果を発信する。 ・市民向け伝音セミナーの開催（10 回程度） ・公開講座の開催（1 回） ・伝統音楽やその他様々なジャンルの音楽を取り上げた伝音ライブの開催（3 回） ・令和 6 年度の取組について紀要に取りまとめて公開するとともに、研究員による活動報告を行う。
		(3)芸術資源研究センターにおいて、アーカイブ研究会や重点プロジェクトの展示、設立 10 周年記念事業としてコンポスト(紀要)編集や芸術と人権に関する講座を開催するなど、研究成果の社会還元に取り組む。
10	デジタル技術の基盤強化や施設設備の柔軟な運用など、教員及び学生が様々な研究に邁進できる環境の充実に取り組む。また、外部資金の獲得増に向けたサポートや研究費の効果的な配分など、研究に必要な支援体制の充実を図り、研究基盤の強化に努める。	科研費のみならず、文化庁補助事業など様々な研究費の獲得につながる情報の収集に努め、教員へ積極的に情報提供することで、研究活動の充実を図る。
11	交流協定締結校や海外の文化芸術団体・機関との連携を強化し、教育研究における国際交流を推進する。	(1)交流協定締結校の更なる充実を図るため、アメリカ及びドイツの大学等との協定締結について検討を進める。

	また、学生の海外留学を支援するとともに、海外からの学生・アーティストの受け入れ環境を整備し、芸術における人的交流を活性化するなど、国際化の充実を図る。	(2)海外留学を行う優秀な学生に対する奨学金制度（京都ロータリークラブ奨学金（仮称））の運用を開始する。また、国際交流の推進に向け、全学的な国際交流のあり方や体制等について検討を進めるなど、国際化の充実に取り組む。
12	あらゆる多様性を最大限尊重し、全ての人のために安心して快適な環境を目指して、施設設備や相談体制を充実するとともに、性別、障害、性的指向・性自認、国籍などの多様性から生まれる価値観を教育研究に活かせる環境整備を行う。 また、世界人権問題研究センター等とも連携し、芸術活動を通して社会全体のダイバーシティの推進に取り組む。	(1)引き続き女性教員比率 40%の達成に向け、「女性教員採用に係るポリシー」等を踏まえた採用人事を実施する。 (2)ギャラリー@KCUAにおいて、包摂的な社会を築くための新たな視点と想像力を喚起する特別企画展を開催する。 【予定】タニア・エル＝コーリーの個展及びパフォーマンス公演 (3)障害者差別解消法に基づく合理的配慮について、学内の理解を深めるとともに、障害学生支援担当と各部署が連携し、学生や合理的配慮を行う教員への支援を行う。 (4)キャンパス・ハラスメントの相談フローの改善や体制の充実など、相談者に寄り添った支援に取り組む。 (5)学生のニーズに応えられるよう、授業評価アンケートなどから施設整備に関する学生の意見を把握し、全ての学生が快適に過ごせる環境の確保・維持及び改善に取り組む。
13	小・中・高等学校や他大学等の教育機関、国内外の研究機関や芸術団体、文化庁等と広く連携を図り、芸術を軸として京都の伝統文化や芸術文化に触れ合う機会を創出する。 各企業や地域の産業界との連携による研究事業に取り組み、芸術を基盤とした新たな可能性の創出を目指すとともに、教育研究にもつながる連携を促進する。 また、医療、福祉、環境、共生社会、まちづくりなど、幅広い分野・団体と連携・協働を図る。	(1)小中学校での連携交流授業の実施や連携協定校との取組の充実により、芸術文化に触れ合う機会を創出する。 (2)他の大学や研究機関・組織と連携を図り、共同授業や連携事業など様々な企画に主体的に関わりとともに、引き続き地域・団体への活動協力を行う。 (3)文化庁採択事業（プロジェクト）の継続実施や新規事業への応募など、文化庁と連携した芸術活動に取り組む。 (4)企業等をはじめとして幅広い分野・団体と連携した取組を行うことで、教育研究成果を市民・社会に還元する。
14	開かれた大学として、地域との交流や地域資源の活用など芸術活動を通じて地域との連携を深め、まちづくりに寄与する芸術活動のあり方を模索するなど、芸術の新たな可能性の創造に資する取組を行う。	(1)地域との交流や地域資源の活用など芸術活動を通じて地域との連携を深めるため、引き続き以下の事業等に取り組む。【実施予定】1. 下京渉成小学校でのレジデンスの実施 2. 西文化会館ウエスティ、北文化会館での演奏会の実施 3. 下京・南まちなかアートギャラリーへの参加 4. 崇仁自治連合会等、地域の団体が行う文化事業への協力

		(2)ギャラリー@KCUA においては、ケース・スタディやフィールドワーク、レクチャーなどを実施するなど、大学と地域が協働した事業やプロジェクトを進める。
15	京都から文化芸術を広く発信し、新しい芸術の可能性を追求した研究成果である知的資源を社会に還元することで、文化芸術教育の発展に貢献する。	(1)展覧会・演奏会や教員の退任記念事業、他機関と協力した事業などを実施し、大学の教育研究成果を市民・社会に還元する。 (2)芸術資料館及びギャラリー@KCUA において、以下の企画を実施し、文化芸術の発信に取り組む。 芸術資料館 ：収蔵品展等（4 回） ギャラリー@KCUA：卒業生等による企画申請展（4 回）、特別企画展（3 回）
16	サマーアートスクールや公開講座の充実など、幼児から高齢者までの幅広い世代や障害のある方を対象として、芸術と接する機会の創出・充実を図るとともに、京都子どもの音楽教室との連携を一層深め、学習の多様性が生み出す新たな芸術の価値創造を担う人を育成する。 また、共同プロジェクトの実施や様々なニーズに対応するためのプログラムの拡充などにより、学習機会の充実に努める。	(1)引き続き、サマーアートスクールや公開講座等を実施し、芸術と接する機会の創出・充実を図る。 (2)芸術資料館及びギャラリー@KCUA において、以下の企画を実施し、広く社会に対して芸術文化に触れ合う機会を提供する。 ・芸術資料館：収蔵品展等でのギャラリートーク開催（5 回程度） ・ギャラリー@KCUA：公開講座/フィールドワーク/レクチャーを開催（10 回程度）
17	社会環境の変化や新たな課題に柔軟かつ機動的に対応しながら、京都芸大ならではの地域連携・社会貢献を推進するため、地域との共創に即した連携ポリシーを策定するとともに、組織体制を整備する。	令和 6 年度に新設した共創テラス・事業連携推進課を中心に、共創・連携ポリシーに基づく、京都芸大ならではの地域連携・社会貢献に取り組む。
18	大学を取り巻く社会環境の変化や全学的な課題に機動的に対応するため、ガバナンス機能を強化し、意思決定の迅速化や透明性を確保するとともに、既存組織の再編について検討を行う。また、FD・SDを通じた組織力の向上や教職協働の実質化を促進する。 IR（institutional research）機能の強化	(1)新理事長を中心とした体制のもと、大学の課題解決に向けて機動的に対応する体制整備を行う。 (2)意思決定までのプロセス等の効率化のため、必要に応じて委員会や会議体のあり方や進め方の検討を行う。また、組織力の向上を目指し、教職協働に資する研修を実施する。

	について委員会等で検討し、収集・分析した情報に基づいて大学運営を行うことで、業務運営の改善につなげる。 社会環境の変化や新たな課題に柔軟かつ機動的に対応し、京都芸大ならではの地域連携・社会貢献を推進するとともに、新キャンパスへの移転に際して支援いただいたことを契機として、各種企業・団体や市民との関係を重視しながら、新たな寄付金やクラウドファンディングなど、外部資金の獲得を積極的に進めるための体制を整備する。	(3)大学ポートレートに加盟するとともに、大学情報の収集・分析を行い、データに基づいて業務運営の改善を図る。
19	安定的な大学運営の実現に向け、中長期的な展望に立った人材を採用・育成するとともに、業務の定期的な検証や改善を行う。また、デジタル技術を導入し、事務のデジタル化やシステム化を行うことで業務の効率化を推進する。	(1)安定的な大学運営を行うため、熱意のある人材の早期確保に努める。また、大学事務において幅広い分野で活躍できる人材の育成に取り組む。 (2)事務局の事務効率化を図るため、勤怠管理システムを導入する。また、文書事務の効率化及び適切な文書の保存のため、文書管理システムの導入について検討を行う。 (3)より業務の効率化を推進できるよう、研修を実施して教職員のデジタルスキルの向上を図る。
20	法人運営の長期安定性と自律性を確保するため、外部資金の獲得に向けた取組を強化する。また、寄附金やクラウドファンディングなど、外部資金獲得を一層進めるための体制を整備し、芸術大学の特性を活かして企業等からの寄附金等の確保・拡大を図るとともに、集めた寄附金の使途について情報発信に努める。	京芸友の会及びのれん百人衆への支援について、案内リーフレットを刷新するとともに、これまで連携事業を行った企業・団体等に対して積極的に働きかけを行うなど、資金獲得に向けた取組の強化を行う。
21	芸術大学としての教育研究の質を低下させることなく、持続可能な財務運営を実現するため、効率的、効果的かつ計画的な経費執行に努めるとともに、教職員の適正な配置や業務の見直し等により、持続可能な財政運営に努める。	(1)決算情報について、経営審議会での審議だけでなく教育研究審議会においてもわかりやすく報告するなど、学内の財務状況の共有に努める。 (2)新キャンパスにおいて持続可能な財政運営を実現するため、効率的・効果的な予算編成を行うとともに、無駄を省き、計画的な経費執行を行う。
22	学内外のニーズも踏まえながら新キャンパスの管理・運営手法を確立し、長期的視野を持って市民の誇りとなる施設にふさわしい施設環境の維持に努める。また、	(1)長期的な視野を持った施設管理を行うため、学内外の技術的知見を取り入れ、資金需要や具体的な課題の対応策をとりまとめた中長期保全計画を作成する。また、ホール設備の保守管理を事業者へ委託し、適切な施設環境の維持・

	保有資産・芸術資料等の適正管理と価値の発信に努めるとともに、各種施設を有効活用するための仕組みを構築する。	改善に取り組む。
		(2)芸術資料館においては、収蔵品の調査研究を実施するとともに、令和6年度から引き続き、循環照合を実施する(3か年計画)。また、収蔵品について専門的見地からその価値を広く発信する。
		(3)大学施設の有効利用について、ホールや講義室の一般貸出しを含む活用方法に関する運用ルールを作成する。
23	地方独立行政法人法の改正に伴い、新たな自己点検・評価手法を確立する。また、中期計画等の進捗管理を徹底するとともに、その内容や結果を速やかに公表する。全学的な内部質保証システムを活用し、教育研究や大学運営の改善に取り組む。	(1)令和6年度の自己点検・評価を行うとともに、公立大学法人京都市立芸術大学自己点検・評価委員会による評価結果を、速やかにホームページで公表する。
		(2)地方独立行政法人法の改正に伴い、第3期中期計画の適正な進捗管理を行うため、自己点検・評価委員会において新たな手法を検討し、着手する。
		(3)令和3年度の大学認証評価における指摘事項も踏まえ、全学的な内部質保証システムの確立について検討を進める。
24	市民や社会に大学の活動が伝わるよう、広報誌やウェブサイト等を通じて大学の教育研究、地域連携・社会貢献の取組を発信していく。とりわけ、学部・専攻の取組、研究センターの取組、ギャラリー@KCUAや芸術資料館の取組、また招聘講師等による特別授業など、市民や社会の関心が高いと思われる情報については大学広報として積極的に発信していく。同時に、学長が中心となり、メディア等からの取材を積極的に受けることにより、パブリシティを通じて広く社会に大学の情報が行き渡るよう努める。また、卒業生の芸術活動は本学の教育研究の「成果」であると捉え、大学として積極的に情報収集に努めるとともに、収集した情報をSNS等で適宜発信していく。ウェブサイトを通じて法人の体制、運営組織、財務諸表、業務実績報告書等の経営に関する情報を公開し、透明性のある経営に努める。	大学の教育研究活動への理解促進のため、ホームページやSNS、大学案内等の広報冊子、動画配信などによる情報発信に取り組む。また、引き続き積極的なメディア対応を行い、パブリシティの獲得を図る。

25	良好な教育研究環境を維持するため、新キャンパスの施設設備の維持に即した管理手法を確立する。 また、ダイバーシティや環境負荷の低減に配慮した施設として、常に改善に取り組むとともに、全ての人が快適に過ごせる環境の確保・維持に努める。	(1)学生のニーズに応えられるよう、授業評価アンケートなどで施設整備に関する学生の意見を抽出し、学生が快適に過ごせる環境の確保・維持及び改善に取り組む。
		(2)ホール設備の保守管理を事業者へ委託し、適切な施設環境の維持・改善に取り組む。(再掲) また、中長期保全計画の策定に向け、検討を進める。
26	全ての学生及び教職員が安心して学び、働ける環境を確保するため、災害・事故等の未然防止に努めるとともに、安全管理に関する外部の知見も活かしながら、全学的な安全管理体制を強化する。	(1)全学的な安全管理体制を強化するため、学生・教職員だけでなく、本学が委託する建物総合管理業務に関係する事業者の知見も取り入れ、災害や事故等を未然に防止する。
		(2)産業医による職場巡視を毎月実施し、指摘があった箇所については速やかに環境の改善に取り組む。
		(3)令和6年度から開始したライセンス制度の確実な運用を行い、共有工房の機器使用に係る安全を確保するとともに学生・教職員の安全管理意識の向上を図る。
27	公立大学法人として、学生や市民、地域社会から信頼される法人運営を目指し、関係法令・学内規程等の遵守、性暴力やハラスメント等の人権侵害の防止等について、教職員の意識向上を図る。	(1)法人職員としてふさわしい行動の徹底を図るため、「公立大学法人京都市立芸術大学コンプライアンス推進のための行動規範」の周知及び注意喚起を行う。
		(2)障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する相談体制を充実し、円滑な運用に努めるとともに、教職員に対して研修を実施し意識向上を図る。
		(3)ハラスメント防止対策として教職員向け研修を実施するとともに、研修への参加率を高めるための措置を講ずる。また、ハラスメント防止に関する相談体制の円滑な運用により、学生や教職員が安心して過ごすことができる環境づくりを推進する。
		(4)経理担当者向け資料を改善し、学内に周知することにより会計規則の徹底に繋げる。
		(5)法人化後に策定した規程の点検・見直しを行う。